

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では「お客さま第一主義」の経営理念を機軸として、お客さま、社会、株主、従業員等をステークホルダーとして捉え、「最大のお客さま満足の創造」、「社会からの信頼確保」、「持続的な企業価値の創造」、「職員・会社の活性化」を経営基本方針として定めています。これら様々なステークホルダーの満足度を高めることにより、企業価値の向上に努めてまいります。上記の考え方を実現するために、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、内部統制基本方針として定めています。本基本方針は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正確保を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	57,161,700	4.77
株式会社みずほ銀行	52,000,000	4.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	45,966,400	3.83
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	33,195,627	2.77
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	31,379,700	2.61
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	28,645,912	2.39
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	25,000,000	2.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,000,000	1.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	19,855,280	1.65
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	13,637,352	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
船橋 晴雄	他の会社の出身者								○					
宮本 みち子	学者													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船橋 晴雄	○	当社の取引先であるシリウス・インスティテュート株式会社の業務執行者です。シリウス・インスティテュート株式会社と当社の間には、シリウス・インスティテュート株式会社が主催・運営する研究会への会費支払等の取引がありますが、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細につきましては記載を省略します。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、長年にわたる行政機関における経験や、企業倫理・経済倫理の専門的な知識を有しており、経営に対する客観性、中立性ある助言を期待しています。
宮本 みち子	○	特になし	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、社会学の専門家としての知識や経験を有しており、経営に対する客観性、中立性ある助言を期待しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	2	1	0	社外取締役

補足説明 更新

委員の人选について、会長・社長・社外委員で構成することとしており、社外委員は社外取締役または社外有識者から取締役会にて選任しています。なお、社外取締役の選任理由を当社ホームページ等にて開示しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人（新日本有限責任監査法人）から、期初に監査計画の説明を受け、また定期的に監査実施状況および監査結果の報告を受ける等、相互連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大森 政輔	弁護士														
和地 孝	他の会社の出身者												△		
谷口 恒明	他の会社の出身者												△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森 政輔	○	特になし	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、裁判官、検事、内閣法制局幹部、国家公安委員、弁護士を歴任し、豊富な経験と高度かつ専門的な知識を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待していま

			す。
和地 孝	○	2011年6月まで、当社の取引先であるテルモ株式会社の業務執行者でした。テルモ株式会社と当社の間には、保険取引がある他、株式の保有関係がありますが、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細につきましては記載を省略します。 また、有限会社人づくり経営研究会の代表取締役ですが、同社と当社の間には取引関係はありません。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待しています。
谷口 恒明	○	2011年6月まで、当社の取引先である公益財団法人日本生産性本部の業務執行者でした。公益財団法人日本生産性本部と当社の間には、保険取引等がありますが、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細につきましては記載を省略します。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、公益財団法人日本生産性本部での様々な分野における生産性・経営品質の向上に係る調査研究、提言活動を通じた経験を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

社外役員すべてを独立役員に指定しています。

なお、社外役員の独立性を判断するための基準（社外役員の独立性基準）は以下のとおりです。

1. 現在または過去において、当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者となったことがないこと
2. 当社の最新の株主名簿の10位以内の大株主、または大株主である団体に現に所属している者でないこと
3. 直近3会計年度において、年間のそのグループ間の取引総額が相互にその連結売上高の2%以上の取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）に現に所属している者でないこと
4. 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に現に所属している者）でないこと
5. 直近3会計年度において、総収入もしくは経常収益の2%以上の寄付を当社から受けている非営利団体に現に所属している者でないこと
6. 2～5の団体または取引先に過去に所属していた場合、当該団体または取引先を退職後5年以上経過していること
7. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者（ただし重要でないものを除く）の配偶者または三親等以内の親族でないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

取締役（社外取締役を除く）の役員報酬について、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプションで構成しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
該当項目に関する補足説明	

当社取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数（単位：百万円、名）

- (1) 取締役（社外取締役を除く）
報酬等の総額 636（内訳 基本報酬 507、ストックオプション 120、その他 8）、対象となる員数 12
- (2) 監査役（社外監査役を除く）
報酬等の総額 70（内訳 基本報酬 69、その他 0）、対象となる員数 2
- (3) 社外役員
報酬等の総額 54（内訳 基本報酬 54）、対象となる員数 5

- (注) 1.連結報酬等の総額が1億円以上となるものはありません。
 2.取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価はありません。
 3.取締役の報酬限度額は年額840百万円、監査役の報酬限度額は年額168百万円と定めています。
 4.上記には、2013年6月20日に辞任した取締役1名を含みます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役（社外取締役を除く）の役員報酬について、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）で構成しています。社外取締役については、定額報酬で構成しています。これらの報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。なお、本方針は、報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定しています。

監査役の役員報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。なお、本方針は、監査役の協議によって定めています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

より実効性ある審議を確保するため、社外取締役、社外監査役に対し、取締役会資料の事前送付等を行うとともに、付議される議案の重大性・緊急性等に鑑み、適宜、事前説明を行っています。また、議案の重大性等に鑑み、取締役会において、複数回にわたりその進捗状況や経過報告を行った後、決議を行う取組みも実施しています。さらに、取締役会における社外取締役・社外監査役の意見・質問等を踏まえ、適宜、追加説明を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行について

（取締役会）

当社は取締役会において経営の重要な意思決定、および業務執行の監督を行っています。2014年6月24日時点で、取締役数は13名（うち女性1名）となっています。経営監督機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役を2名選任しており、社外取締役2名については、定款に基づき責任限定契約を締結しています。なお、取締役会は、原則毎月開催、必要に応じて、臨時に開催することとしています。

（業務執行）

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。2014年6月24日時点で、執行役員は27名（うち取締役との重任9名）となっており、社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項および重要な業務の執行の審議を行っています。

また、第一生命グループに関するグループ経営上の重要事項および重要な業務の執行の審議については、グループ経営本部会議において行います。グループ経営本部会議は、グループ経営態勢の整備・強化を担う11のユニットを下部組織に持つグループ経営本部の審議機関であり、本部長（社長）、副本部長、および執行役員の中から選任されたユニット担当執行役員、ならびに本部長が指名するその他の執行役員によって構成されています。

（その他）

当社は経営事項全般に関して社外の有識者より中長期的な視点に基づき幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に、アドバイザー・ボードを設置しています。

2. 監査について

（監査役監査）

当社は監査役会設置会社であり、監査役は、取締役会、経営会議へ出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務執行の監査ならびに、当社および子会社のコンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況について監査を行います。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。2014年6月24日時点で、監査役数は5名（社外監査役3名）となっており、社外監査役3名については、定款に基づき責任限定契約を締結しています。

また、監査役を補助すべき使用人を「監査役室」に配置し、当該使用人の人事異動および評価等に関しては監査役と協議を行う等、取締役からの独立性を確保しています。

（内部監査）

当社では、コンプライアンスやリスク管理等の観点から各業務執行所管や募集代理店の業務について内部的に業務監査を実施する組織として業務監査部を設置しています。牽制機能や業務監査の実効性を確保するため業務監査部は各業務執行所管や募集代理店から独立した組織としています。

（会計監査）

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山内正彦、山野浩の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しています。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他39名となっています。

3. 指名、報酬決定について

経営の透明性を高めるために、取締役選任候補者の適格性を確認する指名委員会と取締役・執行役員の報酬制度等について審議する報酬委員会を設置しています。

指名委員会・報酬委員会ともに、社内取締役2名、社外取締役2名、社外有識者1名にて構成し、社外取締役が議長を務めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役会の設置に加え、社外取締役・社外監査役の選任、執行役員制度の導入および任意の委員会の設置等により、社外の視点も踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

2014年6月24日開催の第4期定時株主総会の招集通知を6月2日（株主総会の22日前）に発送しました。また、情報提供早期化の観点から、招集通知の発送に先駆け、当社のホー

株主総会招集通知の早期発送	ムページ等には5月26日に、東京証券取引所のホームページには5月27日に招集通知の内容を公表しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2014年6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにて、議決権を行使いただくことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版（要約）を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	株主の皆さまの利便性向上を目的として、株主総会招集通知およびその一部の英訳版をホームページに掲載しています。また、定款、株式取扱規程およびその英訳版についてもホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRフェアや証券会社等において個人投資家向け説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日にアナリスト・機関投資家向けの電話会議を開催しています。また、通期および中間期については、社長、担当役員等による決算説明会も開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家に対する社長、担当役員等によるIR訪問を行っているほか、証券会社主催のカンファレンス等に参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、アニュアルレポート等の掲載はもとより、アナリスト・投資家向け電話会議や説明会の資料、その際の質疑応答メモなども掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIR室を配置しています。	
その他	英文での開示については日本語での開示との間で重大な格差が生じないように努めます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営基本方針」、「グループビジョン」および「企業行動原則（DSR憲章）」において、各ステークホルダーを尊重する旨を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、一般的なCSRという言葉の枠に収まらない当社独自の取組みとして、第一生命の「D」を頭文字に「DSR（※）」と表現し、経営品質向上と持続的価値創造を目指す「DSR経営」を実践しています。 また、CSR活動に関する課題につきましても、DSR推進委員会傘下に4つの専門委員会（品質保証推進専門委員会、ES・ダイバーシティ&インクルージョン推進専門委員会、社会貢献・環境活動推進専門委員会、健康増進推進専門委員会）を設置し、その運営を通じた実効性のある取組みを推進しています。 環境保全活動に関しても、「DSR経営」の一環として環境経営を実践しています。具体的には「環境基本方針」に基づき、社会貢献・環境活動推進専門委員会にて、事業活動に関わる環境上の課題や取組内容について協議を行い、エネルギー削減や紙資源の効率的利用をはじめ、地球環境保護に資する各種取組みを推進しています。 ※DSR=Dai-ichi's Social Responsibility（第一生命グループの社会的責任）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針において、ホームページやアニュアルレポート等を通じて、ステークホルダーに対して幅広く情報提供を行う旨を定めています。さらに、IRポリシーにおいては、株主・投資家などの皆さまへの情報提供の基本姿勢、開示方法等を定めホームページで開示しています。
	<ダイバーシティ&インクルージョンの推進について> 当社は、グループビジョン「いちばん、人を考える会社になる。」の実現に向けて、多様な個性を持つ人財を受け入れ活かすことで価値創造につなげる「ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）」の推進に力を入れています。性別・障がいの有無・年齢・文化・国籍等、多様な職員がその能力を最大限に発揮できる魅力的な職場環境の実現を

その他

目指します。その実現に向けて、社長を委員長とするD S R推進委員会の下部組織として部門横断のE S・ダイバーシティ&インクルージョン推進専門委員会を設置し、D & Iの目標設定や施策内容の検討・検証を行っています。

2015-2017年度中期経営計画D-Ambitiousにおいては、前中期経営計画Action Dに引き続きグループ人財価値（Diversity）の向上を4つの基本戦略の柱の一つにおき、各種取組みを実施しています。

・人財育成体系の充実

ポジティブアクションプログラムとして、女性職員のスキル向上および上位職層への意識醸成にむけた階層別次世代女性リーダー育成研修を実施しています。

2013年度からは役員によるメンター制度を導入し、経営管理職層への女性登用にに向けた取組みを強化しています。

また、2014年度からは、部門における女性管理職育成強化策として、担当役員と人事部との間で、女性リーダー候補者リストを共有した上で、候補者に対するOJTを通じた能力開発や、役員と候補者とのラウンドテーブルの開催による意識醸成を図っています。

2015年度からは、さらに候補者に対するポジティブアクションプログラムの中で、OJTの充実に向け育成のフォロー体制を強化し、早期リーダー育成を加速する取組みを実施しています。

・ワーク・ライフ・バランスの推進

法定を上回る育児休業制度や短時間勤務等の両立支援制度の充実のほか、総労働時間の縮減、在宅勤務制度や休暇取得の推進等、男女ともに仕事と生活の調和が図れる施策を推進しています。

・積極的な女性登用

2015年4月1日付で、当社初の女性執行役員（1名）が誕生しました。また、女性経営管理職（支配人・補佐役・部長・支社長等）数は昨年度比1.4倍になるとともに、管理職登用のうち約半数（46.4%）が女性となりました。この結果、2015年4月1日付で管理職以上の女性職員が約700名、比率は約2割となりました。

なお、より詳細な取組みについては、弊社ホームページをご参照ください。

<http://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/employee/inclusion.html>

当社のこうした考え方や取組みが評価され、2013年3月に「ダイバーシティ経営企業100選」※1、2015年3月に「2014年度なでしこ銘柄」※2、また経営から各職場までの一貫した健康増進の取組が評価され「健康経営銘柄」※3にも選定されています。

※1「ダイバーシティ経営企業100選」：経済産業省が主催するもので、「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」を行い、それにより「企業価値向上を果たした企業」を表彰するものです。

※2「なでしこ銘柄」※3「健康経営銘柄」：共に東証上場企業の中から、経済産業省と東京証券取引所が共同で銘柄を選定・公表するものです。「なでしこ銘柄」は、「多様な人材を活かすマネジメント能力」や「環境変化への適応力」の点で、「成長力のある企業」であると考えられる銘柄が選定されます。「健康経営銘柄」は、従業員等の健康管理を経営視点で考え、戦略的に実践することで、従業員の活力向上や生産性向上等組織の活性化をもたらし、結果的に業績や株価向上につながると期待される銘柄が選定されます。当社は2015年3月に、両銘柄に選定されました。

なお、詳細は2015年3月25日付のプレスリリース「『健康経営銘柄』、2014年度『なでしこ銘柄』W選定」をご参照ください。

http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2014_106.pdf

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方やその整備状況

当社は、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制基本方針」として制定しています。本基本方針は、経営基本方針である「最大のお客さま満足の創造」、「社会からの信頼確保」、「持続的な企業価値の創造」、「職員・会社の活性化」の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることにより、業務の適正性の確保および企業価値の創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任に資することを目的としています。

また、内部統制体制の整備の一環として、内部統制委員会を設置しています。同委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として「内部統制基本方針」に基づき内部統制の体制整備・運営の推進を図るとともに、コンプライアンス委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応に関する事項についての確認・審議を行っています。

なお、内部統制委員会は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当執行役員で構成され、原則毎月開催しています。加えて当社では、内部統制の実効性を高めるため「内部統制セルフ・アセスメント（CSA: Control Self Assessment）」を実施しています。「内部統制セルフ・アセスメント」では、業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合の影響や損失の大きさなどの視点でその重要性を評価し、さらにリスクの抑制や業務改善を図り、適正な業務運営を推進しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方やその整備状況

当社では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、保険契約をはじめとした全ての取引等において一切の関係遮断・被害防止に努めています。

上述の「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しております。また、役員個人個人の行動原則を定めた「行動規範」において、その徹底を図っています。さらに、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役員が遵守すべきルールや具体的な取組みの詳細について明確化しています。

反社会的勢力への対応について、全社横断的に広範囲な協議を行うことを目的に反社会的勢力対策委員会を設置するとともに、総務部を統括所管として、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<会社情報の適時開示に係る体制>

当社は、情報開示に関するコンプライアンスの観点から、また、当社グループに対する信頼と適切な評価を得るために、お客さま・株主・投資家の皆さまに対して当社の会社情報を適時・適切に開示することが、不可欠と認識しています。この認識のもと、適時開示に関する手続きおよび社内の役割分担を明文化し、社内への周知を図っています。

(1) 情報開示委員会

当社の会社情報の収集、開示要否の判断、重要事実の管理、適時・適切な情報開示等ならびにこれらの体制整備を実施する組織として「情報開示委員会」を設置しています。「情報開示委員会」は適時開示を担当する部署の担当執行役員を委員長とし、関係各部長を構成員としています。

(2) 適時開示に係る社内体制

・適時開示に関する情報の把握

当社の会社情報の収集に関連する社内の各部署を「管理所管」として指定し、これらの管理所管を通じて、当社の会社情報を「情報開示委員会」に集約する体制としています。

・適時開示の判断

収集した会社情報について「情報開示委員会」において、上場証券取引所規則等ならびに関係法令等に基づき開示要否の判断を行うこととしています。

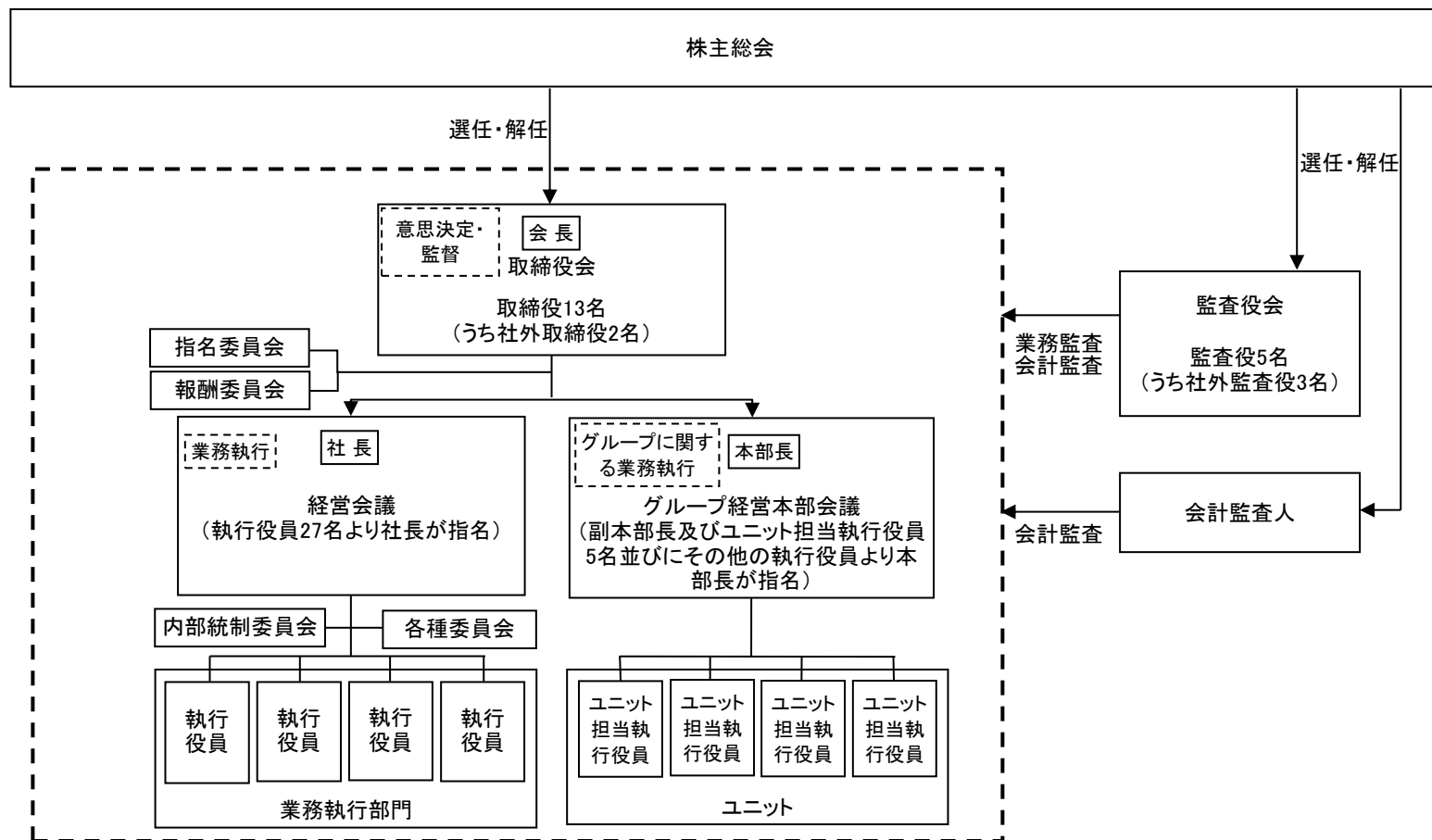
・適時開示の実施

「情報開示委員会」での開示要否の判断に基づいて、定められた手順に従い、適時開示を実施しています。

(3) 内部監査の実施

内部監査部門が、会社情報の適時開示に係る体制が全社的に有効に機能しているかどうかを定期的に検証し、取締役会等に報告することとしています。

【参考資料：模式図】



【会社情報の適時開示に係る体制図】

